

責任をとったでは無く、責任者としての組織運営無視の姿勢が問われた

スト戦術を巡り混乱した労使関係を修復しようとして議論している中、3月9日第8回中央闘争委員会にて、M前中央執行副委員長（前東京地本委員長 以下、M君）が突如、「今日は東京都労働委員会に救済申し立てを立てた。そして受理された。同じく水戸地本・八王子地本も同様にやる。」ということ述べました。

中央本部からは議論も相談もされていない中での申し立てであり、この間の慣例であるように労働委員会案件は法人格を持った中央本部しか申し立てられないので、中央本部の企画会議、中央執行委員会を経て申し立てを決めてきたものであり、組織運営を無視していると指摘しました。

しかし、M君は「後から機関運営云々の話はいくらでもする。」N前中央執行委員（以下、N君）は「手続き上は確かに問題あるが、組合員はそこを望んでいる。」Y君は「手続き上の問題で不備があった・・・内容上については、私はなんら問題ない・・・本部としては（都労委への救済申し立てを）準備していく」と組織運営を無視して勝手に不当労働行為の救済申し立てを行った行為を容認しました。

さらには、組織運営上の不備を指摘する上原法対部長に対し、M君は「私達も美世志会のために全力を傾けた。東京だって、組合員が全力を傾けた。時間もかかった。だけれども、そういうことを上原に言われると東京の組合員はたまったものではない」と述べています。

3月11日の戦術委員長会議では、M君は「手続き上、組織運営上、問題がある、その通り。ただ東京地本の責任者としては、救済申し入れを行って、多くの人に過去に歴史上何もないような不当労働行為を許すわけにはいかないし、現場でたたかっている組合員の立場に立てば、私は東京地本の責任者として、それを行った。」と述べ、本部や他地本から再度機関運営を無視した申し立てであると指摘をされます。

M君は意思統一は「支部の委員長集めて全部やった。」としながらも、なぜそれだけできるのに、本部に相談できないのかの問いには「時間がありませんでした」「手続き上不備があって申し訳ありませんって言っている」だったら申し立てを下げられるかの問いには「下げられません。組合員の総意だから下げられない。」「責任は全て私が負う。わかった。それでいいじゃないか」と述べています。

Y君は組織運営の問題を指摘する本部三役に対し「どうみても私だけ会社とたたかう路線で、あと屈服路線」と述べ、組織運営を無視し開き直るM君に対し擁護し、議論は平行線のまま終わります。

3月15日、東京地本書記長、八王子地本書記長、水戸地本企画組織部長が本部に労働委員会の申し立てについて是非本部も出してほしいと要請に来ました。本部からは手続き上の問題があることや本部内で議論することを返しました。

ところが、3月30日、東京・八王子・水戸地本は本部に断りもなく、組合の顧問弁護士と労働委員会の労働委員を呼び「実効確保の措置（＊）」について新たに申し立てを行ってしまいました。しかも同日に開催された申し立ての前段の打ち合わせにはY君が最初から最後まで同席していたことがわかりました。

＊実効確保の措置 不当労働行為の審査中に、そのまま放置すれば救済の実効が阻まれたり、困難になる事態が生じたり、あるいは不当労働行為制度の趣旨が生かされない恐れがある場合に、審査手続きの一部として、審査中であっても労働委員会が当事者に対し必要な措置を取るよう勧告し、不当労働行為制度の実効を確保しようとするもの

4月3日企画会議では、組織運営上の問題点が指摘され、本部内でも申し立てられた労働委員会案件をどうするのか決まっていないうちで、なぜ新たな申し立てを行ったのか、Y君は最高責任者としてどういう指導を行ってきたのかについて議論になりました。

Y君は、「(3 地本の申し立てに対し) 否定とか肯定とかではなくて、評価すべき話なんじゃないの」「ものすごい素晴らしいたたかい」「3 地本のたたかいは戦術に入れない本部の方が、3 地本に失礼」「(労働委員会に勝手に) 出しちゃいけませんよなんてどこにも書いていない」とまたも組織運営を無視した発言に終始しました。

3月9日には、自身が「手続き上の問題で不備があった」と言っていたにも関わらず、態度を変え、幾度となく組織運営無視だと指摘されても「全然わかりません」「問題ない」と開き直り全く反省することはありませんでした。

Y君は、最高責任者にも関わらず不当労働行為に対し、組織運営を無視し、足並みが乱れている12地本・本部の対応をさらに乱しました。この最高責任者としての指導性の問題が問われました。

M君は、本部がスト戦術を巡り混乱した労使関係を修復しようと議論している中で、本部での組織決定も無く不当労働行為(3/9)を申し立て、組織運営の無視が指摘されている中で、またもや組織決定がなく実効確保の措置(3/30)について申し立てを行いました。

また、M君は3月9日第8回中央闘争委員会では、代議員から要請された臨時大会について「必ず応えるという保証はない」とも発言し、度重なる規約・規則を無視した組織運営が問われました。

このように18春闘をたたかう過程で数々の組織運営に関わる問題が明らかになりました。特に組織のトップリーダーが規約・規則を無視し、組織運営に主観を持ち込み勝手な判断を下すなどあってはならないことです。

ここまでの経緯を見ても、問われたのは組織の責任者としての組織運営無視の姿勢であり、Y君などに18春闘の責任を被せたのではないことは明らかです。